



福祉指導課からの連絡事項等

- 1 電子申請届出システムの導入について
- 2 水防法・土砂災害防止法に係る避難確保計画及び避難訓練について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について①

令和6年10月より、変更届出書等について、紙ベースで届出いただいていたが、電子申請が可能となっています。**引き続き、紙ベースでの提出も受付は行いますが、電子申請での届出のご準備を進めてください。**

まず、電子申請にあたって、ログインするためのgBizIDの取得が必要になります。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について②



本文へ 閲覧者補助 Fore 36

暮らし・手続き | 子育て・教育 | 医療・健康 | 高齢・福祉・介護 | 文化

所在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [福祉事業](#) > [介護サービスの手続き](#) > 介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」

介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」

ページID : 132057 更新日 : 2024年9月2日更新

電子申請届出システムの目的・背景など

介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組として、厚生労働省において、オンラインによる申請・届出が可能な「電子申請届出システム」が開発され、令和7年度までに全ての地方公共団体でシステムの利用を開始することになりました。

高槻市では、令和6年10月から、このシステムの運用を開始し、オンラインでの申請・届出の受付を開始する予定です。

このシステムでは、画面上に様式・付表などが表示され、入力ができます。また、様式・付表のほか、添付資料と一緒に送信することができるため、書類の印刷や、郵送・持参などが不要となります。これらことから、介護事業者の業務負担が軽減されることが期待されます。

詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

[厚生労働省ホームページ](#) <外部リンク>

AI（人工知能）は
こんなページをおすすめします

[災害時情報共有システムのご案内
（障がい福祉サービス事業者等）](#)

[小児慢性特定疾病医療費助成制度
（医療機関の方へ）](#)

[【障がい福祉サービス事業者】就労
継続支援A型・B型の報酬算定の取
り扱い](#)

[障がい福祉サービス等情報公表制度
のご案内](#)

[【障がい福祉サービス事業・障がい
児支援事業】令和7年度の障がい福
祉サービス等処遇改善加算のご案内](#)

見つからないときは

よくある質問と回答

市のホームページ
をご確認ください。
ページID: 132057

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について③

電子申請・届出システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#) [専用窓口](#)

GBizIDでログインする

 GBizIDでログインする

 GBizIDを作成する

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について④

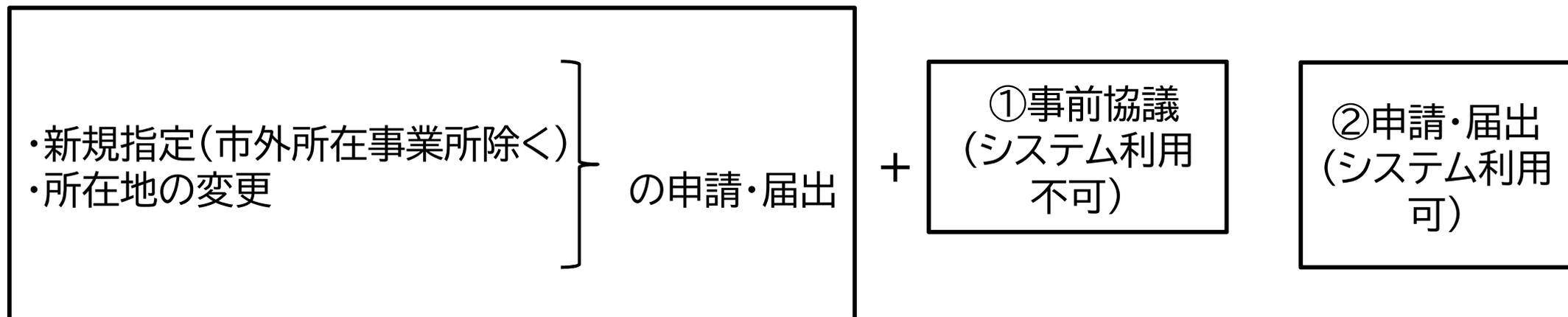
電子申請届出システムの活用が可能な手続きは、以下の1から6です。

- 1 新規指定申請
- 2 変更届、変更許可申請
- 3 加算に関する届出
- 4 指定更新申請
- 5 再開届、廃止・休止届
- 6 老人福祉法に基づく申請・届出

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について⑤



ただし、(1)新規指定申請(他市所在事業所を除く。)と、(2)の一部(所在地の変更を伴う手続き、整備補助金の対象施設等での平面図の変更)の場合、これらの申請・届出の前に、事前協議が必要です。事前協議は、書面により、窓口での受付が必要となりますので、ご注意ください。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2. 水防法・土砂災害防止法に係る避難確保計画及び避難訓練について①

- 市地域防災計画に要配慮者利用施設として位置付けられた施設の所有者又は管理者は、洪水や土砂災害の発生するおそれがある場合に施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する計画（**避難確保計画**）の**作成・提出及び避難訓練の実施・提出が義務付けられております。**
- 1年に1回は水防法・土砂災害防止法に係る避難訓練を実施し、所定の様式にて訓練の内容について市に報告してください。**

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2. 水防法・土砂災害防止法に係る避難確保計画及び避難訓練について②

「訓練実施報告書」

高槻市所管課 宛て。 年 月 日。

避難確保計画に係る訓練実施報告書

法人名	
施設名	
所在地	
事業種別	
ご担当者名 (敬称・氏名)	
TEL	

訓練実施日時	年 月 日
訓練概要	(種別) 以下より選択。 <input type="checkbox"/> 防災教育 <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> その他 (概要)
参加人数	
参加機関	

* 火災による消防訓練ではなく、
水害による避難訓練について
報告してください。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



長い時間ご清聴いただき
ありがとうございました。

お疲れ様でした。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。